

公の施設の指定管理者を指定しました

- ◎**指定管理者制度とは** 町民の皆さんが利用する「公の施設」の管理・運営に、民間企業等が持つノウハウを活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に設けられた制度です。
- ◎**施設の名称と指定管理者** 今回指定された施設名と指定管理者（町に代わって施設の管理・運営を行う法人、団体など）は、次のとおりです。なお、各施設の利用や申込み方法などは、施設、指定管理者または所管課に問合せください。

施設の名称	指定管理者	指定期間	所管課
黒川町営駐車場・黒川第2町営駐車場 (☎22-5848)	(株)古垣建設 (☎22-5578)	平成31年4月1日～ 平成34年3月31日	建設水道部 建設課 (☎21-2127)
余市あゆ場公園(パークゴルフ場等) (☎22-0008)	(株)東洋実業 余市営業所 (☎22-3420)	平成31年4月1日～ 平成34年3月31日	建設水道部 建設課 (☎21-2127)
余市町総合体育館 (☎23-5210)	(株)東洋実業 余市営業所 (☎22-3420)	平成31年4月1日～ 平成34年3月31日	教育委員会 社会教育課 (☎23-5001)
余市運動公園有料公園施設 (☎23-5210)			建設水道部 建設課 (☎21-2127)
余市町温水プール (☎23-6030)	特定非営利活動法人 余市水泳協会 (☎23-6030)	平成31年4月1日～ 平成34年3月31日	教育委員会 社会教育課 (☎23-5001)

【環境対策課からのお知らせ①】～犬の登録と変更などの届出について～

- 犬の登録** 飼い主は、犬を飼いはじめた日（生後91日以上）から30日以内に、その犬の所在地の市町村に登録（生涯に1回）してください。登録料は3,000円です。
- 犬の変更などの届出**
- ① 犬の所在地に変更があったとき（町外から町内へ転入・町内で転居）
 - ② 飼い主や飼い主の住所などに変更があったとき ③ 犬が死亡したとき
 - ④ 犬が人や家畜に害を加えたときまたはその被害にあったとき

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118

【環境対策課からのお知らせ②】～町営墓地に関する届出について～

町営墓地の利用者は、次に該当する場合には、関係書類を添えて届出する必要があります。詳しくはお問合せください。

どんなとき	届出する書類	必要なもの
お墓に遺骨を納骨するとき	埋蔵届	・墓地使用許可証 ・火葬許可証、改葬許可証または収蔵証明書
お墓から遺骨を移動するとき 町内の民営墓地や納骨堂から移動するとき	改葬許可証交付申請書	・墓地使用許可証 ・新たな移動先の許可証など ・必要により火葬許可証、改葬許可証または収蔵証明書
墓地の利用者が亡くなったとき	墓地使用権承継許可申請書	・墓地使用許可証 ・新利用者の住民票（本籍入り） ・旧利用者と関係がわかる戸籍謄本等 ・墓地使用権承継同意書ほか
お墓を建立（解体）するとき お墓の建立（解体）が完了したとき	墓地工事着工（完了）届	・墓地使用許可証 ・設計図など ・写真
墓地を使用しなくなったとき	墓地返還届	・墓地使用許可証 ・写真（※さら地であること）

※墓地利用者が死亡している場合は、必ず墓地使用権承継許可申請の手続きから行ってください。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118

余市町の空間放射線量率の状況

測定日：2月21日～3月20日
 最高値：34 nGy/h
 最低値：22 nGy/h
 平均値：27 nGy/h

※平常時は10～60 nGy/h程度で測定されます。

空間放射線量率は「平常レベル」でした

問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142